

平成24年度第6回協働支援会議

平成25年2月6日（水）午後2時30分

本庁舎6階 第4委員会室

出席者：久塚委員、宇都木委員、関口委員、竹内委員、野口委員、太田委員、伊藤委員
村山委員

事務局：地域調整課長、濱田協働推進主査、西堀主査、高橋主任

久塚会長 村山さんが少しおくれるということがございますので、そのほかの委員の皆さん方はおそろいですから、今から会議を始めたいと思います。

きょうもたくさん資料がございますし、協働支援会議が終わった4時半には区長さんが来られて、24年度の新宿区協働事業評価報告書をお渡しするということになります。それまで三つの議題があります。

では、事務局、資料の確認をお願いします。

事務局 それでは、資料の確認をさせていただきます。

まず、協働事業評価報告書、平成24年度版を一番上に置いております。

そして、資料1が、評価報告書に対する各委員からのご意見一覧です。

資料2-1が、平成25年度「協働推進基金」NPO活動資金助成実施要領になります。

資料2-2が、新宿区協働推進基金新宿区NPO活動資金助成の手引きになります。

資料3が、25年度新宿区協働事業提案募集の手引きの改訂についてです。

資料4が、平成25年度「協働事業提案制度」「NPO活動資金助成」スケジュール（案）になります。

参考資料といたしまして、23年度新宿区協働事業提案募集の手引きがあります。

それから、もう一つ、『広報しんじゅく』の2月5日の協働事業の抜粋した記事を三つ載せております。こちらの一番上は、ことし1年目で評価いたしました新宿アートプロジェクトのシンポジウムが2月24日にあるというご案内です。

それと、2番目がやはり2年目の事業、ホームスタート（家庭訪問型子育て支援）活動報告会ということで、これも3月1日にあるということで記事に載っておりましたのでご紹介をさせていただきました。

以上、資料の確認を終わります。

久塚会長 はい、みんなそろっていますか。

では、中に入っていきますけれども、この24年度の協働事業評価報告書についてということになります。説明をお願いします。

事務局 では、前回の1月21日開催の第4回協働事業評価会で、委員の皆様からちようだいしましたご意見につきましては、座長一任とさせていただいております。そのご意見とご意見の反映のさせ方につきまして、資料1を用意しております。こちらは1月30日に座長の久塚先生と事務局ですり合わせを行いまして、座長のご了解を得たものでございます。

そして、お手元に評価書として配付させていただいておりますので、こちら修正した箇所につきまして、今簡単にご説明させていただきたいと思えます。

それでは、まず2ページになります。2ページの段落で言いますと5段落目です。「このような」から始まる段落で、初めて報告書を読む人や、ことしの協働事業の実施内容を知らない人でもわかりやすいといった視点からの文言整理のご意見をいただきまして、具体的にはこの2年目の「子育てを目的とする」という言葉を加筆しております。

それから、その段落の4行目です。「区民に子育て支援ボランティアとして」という「区民に」という言葉を加筆しております、その後の「区民」を消しております。

それと、同じ段落の下から3行目になりますが、「認識に違いがあった点」というところを「当初の」という言葉を加筆しております。

そして、次のご指摘でございますけれども、その下の段落になります。そちらは10月に見直しの報告を出しておりますが、そういったランクアップした事業全体の見直しをしたことがわかるような記述になるよう、全体の文章の位置を含めて工夫してほしいというご意見がございました。これに対してこのままでもいいというご意見もあったのですが、事務局と座長で検討した結果、ここを「平成24年10月には、協働の取り組みの主体となるNPO等や区管理職、類似の制度を持つ他自治体等の協力も得て事業評価を、『事業評価を事業終了時の取り扱いに反映させる』ことや『事業期間は3年間までを基本とする』こと等、協働事業提案制度の実効性をさらに高める見直しの考え方を報告書として取りまとめ、新宿区に提出しています。こうした見直しの考え方も踏まえ、協働のまちづくりが促進され、地域課題の解決に寄与することにより、多様な人々にとって新宿区がさらに暮らしやすいまちとなることを期待します」という言葉に変えております。

久塚会長 それがまず2ページで、資料1で言うと1番目と2番目、赤印で書いたもの

がきょうの報告書の中に反映された形で全部黒字になっています。はい、続けて。

事務局 次に3点目でございます。評価書の5ページをお開きください。表の評価にあたっての主な着眼点というところです。こちらは1枚前の3ページに評価の目的がござい
ますけれども、これに「それぞれの事業の意図する成果の達成状況を明らかにすること」
という文言を加筆しておりますので、この着眼点にも同じように加筆したものでございま
す。

久塚会長 よろしいですね。はい、では。

事務局 1枚おめくりいただきまして、6ページです。実施経過の中に、前回は臨時会
を開催することを予定しておりましたので1行入れていたのですけれども、おかげさまで
開催しないで済みましたので、1月28日の欄を消しております。

久塚会長 はい、その次を。

事務局 次は11ページをお開きください。まず、こちらは表側のところで抜けている
ところがございましたので、そこはちゃんと整えました。それと、こちらに新規というと
ころがあったのですけれども、24年度からの新規事業だったので、初日の新規という欄
に人数が入っているのはおかしいのではないかというご意見がございました。それにつ
きましては、この表のすぐ上にあります《注》というところに、「『新規欄』には、各回の芸
術ワークショップに初めて参加した人数を記載。(初日の新規欄は、本事業の提案・実施に
先立ち、団体単独で行っていた大久保アートプロジェクトを起点に初めて参加した人数を
記載)」という注を加筆しております。

久塚会長 はい、それから三つ目ですね。

事務局 はい。それで、次が7ページから14ページの記載でございますけれども、こ
れにつきまして出典元を記載したほうがよいというご意見がございまして、14ページ
の一番下に、米印で「各事業の事業概要欄の記載内容については、事前確認書、相互検証シ
ート、ヒアリング時の提出資料による」という文言を加筆させていただきました。

7点目になります。29ページをお開きください。結果のところの⑦になります。⑦、
当該事業実施における受益者の意見集約のところでございますが、この名称の2段落目
になります。今後の事業実施に当たっては「地域住民との」という言葉になっていたの
ですけれども、その「と」を削りまして、「地域住民の」という形に文言整理をさせて
いただきました。

久塚会長 はい。

事務局 8点目が31ページになります。総合評価コメントの一番下の欄になります。こちらは「事業」という単独の言葉だったのですが、「協働事業」というふうに入れたほうがよりソフトな表現になるというご意見をいただきましたので、「協働」という言葉を加筆させていただきました。

久塚会長 はい、最後。

事務局 35ページをお開きください。35ページ、上から2行目になります。広く一般区民への「認知」という言葉だったのですが、「認知」を「周知」という言葉に変えております。

具体的な箇所は以上なのですが、そのほかに評価書の表の体裁を整えることというご意見もいただきましたので、そこら辺は全部直しております。それと、言葉の統一と申しますか、例えば「区」とか「行政」とか「NPO」とか「団体」という言葉が割と混在していたところもございましたので、そこら辺は言葉を統一させていただきました。

以上で修正箇所の説明を終わります。

久塚会長 ということで、前回たくさん細々と表の表側のラインがどうなっているのかわからないというようなところを含めていただいた指摘を事務局に訂正してもらったともに、忙しい中、また大学まで来ていただいて点検をして確定させる手続きをありがとうございました。よろしいでしょうか。

よろしいでしょうかと言いながら、表紙の報告書があるでしょう。これ、新宿区協働事業評価報告書、括弧の中にこれ事業名としては協働事業提案実施事業という事業ですね。

事務局 はい。

久塚会長 そうすると、2ページの一番上の新宿区協働提案事業の評価、もうちょっと正確に言うとこれ、どうなるのですか、これは。協働事業提案実施事業による提案事業の評価みたいな。

関口委員 認定特定非営利活動みたいな。

久塚会長 行われているのは協働事業提案制度というふうに、協働事業とつながっているのが多いのだけど、「評価を終えて」のところは、新宿区協働事業ではなくて協働提案事業と入れるべきだね。よろしいですね、その理解で。協働事業提案、協働提案事業、協働事業提案実施事業に基づいて提案された事業の評価という意味ですかね。それでよろしいですか。

事務局 はい。

久塚会長 はい、わかりました。ということで、きょう、またお忙しいのにあとで区長さんに来ていただけるということで非常にありがたいので、各委員は何かこうぜひこういうことは発言したいということがありましたらご用意ください。

D評価のところあまり集中しないように、1年目のDはこれはもうだめとかそういうことは言わないように。この四事業をこういうふうに見たということについてご発言ください。規制するものではありませんけれども、そのようにお願いいたします。

では、これで確定といたしますか、無事そういうふうさせていただきます。

では、今度は二つ目ですけれども、回り回って今度は活動資金助成のほうにテーマが移ります。太田委員、これ、ご存じですよ。

太田委員 はい。

久塚会長 皆さん方も春にこれがあつて、夏以降は提案によるものがあつてということをご経験だと思いますけれども、いよいよ始まりますし、3. 1 1の後、ご寄附など少し少なくなりましたが、ことしはびっくりするほど多くないけどちょっとだけふえているような気がいたします。ですよ？

事務局 はい。

久塚会長 はい。では、これで事務局のほうからこの点について資料を使って説明させていただきます。資料2-1と2-2を使って話をお願いします。

事務局 それでは、平成25年度の「協働推進基金」NPO活動資金助成について、本日大きく三つの点についてご説明を、ご報告も含めてご説明させていただきます。

1点目が、先日行われました助成審査委員による講演会についての実施報告です。

2点目が、平成25年度NPO活動資金助成の実施要領及びスケジュールについてです。こちらについては配付資料の2-1を使って説明させていただきます。

3点目が、平成25年度NPO活動資金助成の手引き（案）についてです。こちらは本日配付資料の2-2、手引き（案）を用いてご説明させていただきます。なお、この手引き（案）につきましては、後ほどご説明させていただく助成のスケジュールの都合上、本日の会議で手引きの確定に向けてご審議いただければと思っております。

それでは、1点目の講演会の実施報告について説明させていただきます。こちらは助成事業のレベルアップを図るための募集に先駆けた審査委員講演会として、2月1日と2月5日に開催いたしました。2月1日につきましては伊藤委員にご登壇いただきまして、参加が3団体の3名と若干少ない形ではあったのですが、すべて区に既にご登録いた

だいている団体さんがお越しいただきました。

2月5日につきましては宇都木委員にご登壇いただきまして、こちらは2団体3名が参加いたしました。こちらについては、1団体は既に区にご登録いただいている団体さんで、もう1団体につきましては企業の方が来られたのですけれども、これからNPOと一緒にちょっとひとつ事業を進めていこうという団体さんがお越しいただきました。

講演会の報告については以上となります。

久塚会長 はい、お二人の委員、どうもお疲れさまでした。

事務局 ありがとうございます。

久塚会長 では、続けてください。

事務局 それでは、2点目の実施要領、スケジュールについてご説明させていただきます。こちらは資料2-1のNPO活動資金助成の実施要領で説明させていただきます。

こちらにつきましては、実施要領の中身としまして趣旨、基本方針、助成の種類などが載っておりますが、この内容につきましては昨年と変わりは、変更はありません。助成の総額で言えば300万円、助成の種類としては二つのパターンがある中で、それぞれが上限50万円という枠組みの中で実施させていただきます。

スケジュールの部分で若干変更がありまして、ページをちょっと振っていないのですが3枚目からになります。3ページ目です。3ページ目に7の助成申請の募集期間とありますが、25年度につきましては4月1日から4月9日という期間を入れております。こちらは例年平日で8日間日程を確保していたのですけれども、今年度は7日間にちょっと短縮しております。その理由としましては、今年度で行きますと第2回の協働支援会議で審査資料に基づきまして、委員さんの中から審査資料の中で団体さんに確認したい項目、質問したい項目についてご審議いただいたのですけれども、第2回の日程が例年より早まる予定になっておりまして、審査資料を配付する、こちらはちょっと事務局の取りまとめ作業の都合上からちょっと1日短縮させていただいております。

続いて、下のほうに10番がありますが、こちら平成25年度のNPO活動資金助成の日程についてです。こちらの日程につきましては、事前に久塚先生とスケジュールの調整を踏まえた上で日程を入れさせていただいております。

こちらの日程についてはおおむね例年どおりですが、1点だけ変わった点がありまして、第3回の説明会の開催日についてです。こちらは例年4月の頭に行っていたのですけれども、今回は3月の下旬、26日に入れ込んでおります。こちらは申請まで、説明会をお開

きいただいてから申請までの期間をできる限り多くとりまして、団体の方が申請書をつくる作業をする期間を多くとるために3月の下旬に設定させていただいております。

4ページ目に移りますと、協働支援会議委員の方々が関係してくる日程ですと、5月13日が書類審査、第一次審査となります。5月27日が公開プレゼンテーション（二次審査）という形で実施していこうと思っております。こちらの要領とスケジュールについては以上となります。

久塚会長 はい、ちょっとそこでとめていただいて。この予定ですね、特に。特に何か資料4にももう既に書き込めた形になっているのですけれども、4月15日と5月13日と27日がこのNPO活動資金助成にかかる会議としてここに書かれていて、書類と公開プレゼンという形のものまで一連の日程を今入れ込んだ実施要領（案）が出ております。これについて直しの部分は今、事務局のほうから説明していただいたとおりなのですが、それを含めて何かご意見がございますか。

よろしいですか。では、このような要領で実施していくことといたしたいと思っておりますので、これが2-1を使ったものになります。今度は資料2-2を使って次の手引きについてご報告をお願いいたします。

事務局 それでは、資料2-2を使いまして、NPO活動資金助成の手引き（案）について修正内容についてご説明させていただきます。こちら、修正した内容は、年度を変える部分は24年度から25年度に変わる関係で年度は変えた部分があるのですけれども、その他に変えた部分がありまして、こちらにつきましては各委員の方々が審査の過程で申請書に求めている内容であったり、助成の基本方針、また審査の基準にのっとった内容の申請書をその団体がより具体的に記載できるように例示を入れるなどして工夫をしました。

また、事務局が受け付けをしている中でよく聞かれている内容をより具体的に記載してもらいたいという点がございましたので、それを手引きに盛り込みました。こちらの手引きの内容につきましては、冒頭でご説明させていただきましたが、3月の15日に区の広報にNPO活動資金助成の概要であったり助成のスケジュールを記載する点と、3月19日からこちらの説明会が開催されまして、次の支援会議が3月27日ということもありますので、こちらの手引きの内容につきましては本日の支援会議にてご議論いただきまして確定していきたいと思っております。

それでは、変更の内容について説明させていただきます。

久塚会長 はい、お願いします。

事務局 それでは、2ページをお開きください。こちら2ページの赤字の部分が修正内容ですが、団体登録についてという、1、団体登録についてというところです。こちら、赤字の部分が修正の内容なのですが、前回、平成24年度までですと、こちらについては新宿区NPOネットワーク協議会が実施している事業の内容を紹介の記載があったのですが、その記載を入れるよりかは団体登録していただくことでこういったメリット、効果がありますよというものを入れたほうが、この助成事業の手引きの趣旨に合っていると思ひまして、メリットを4点入れさせていただいております。

では、続いて11ページに入ります。

久塚会長 その4点、ザッと皆さん、目にとめておいてください。

事務局 はい。1点目がちょうど25年4月に開設する協働推進センターについての記載です。

久塚会長 そうですね。

事務局 残りの3点はこれまでどおりのメリットになるのですが、各地域センターの団体登録利用が可能、こちらは地域センターは基本的には区民が半数以上という条件があるのですが、新宿区にNPO団体として登録いただくことでその条件がもう外れるという形になりまして団体登録ができることになっております。

3点目が区の公式ホームページで団体の活動内容を紹介しておりますので、一つのメリットとして入れさせていただいております。

また、4点目は地域調整課から各講座、交流会等のご案内につきまして、メール等でも情報提供することができますので、こちらもメリットとして入れさせていただいております。

久塚会長 よくメモをとって、はい、では、次のページ。

事務局 続いて、11ページをお開きください。11ページにつきましては、特定非営利活動の分野、平成24年の4月から17分野から20分野に変更されましたので、昨年までですと17分野を記載して、その下の段に3分野が記載されますという内容の記載だったのですが、既に1年経過をしておりますので、20分野を入れた形での記載にしまして、特に注意書きを入れない形で修正をさせていただきました。

久塚会長 はい。

事務局 では、続きまして16ページをお開きください。16ページの赤字の部分が修正内容ですが、こちらにつきましてはその助成の基本方針であったり、助成の審査基準、

また委員の方々から助成事業に求めている内容について、より具体的に団体の方が書けるように記載させていただいております。

まず1点目ですが、16ページの一番上にあります事業名の部分です。事業名については、こちらは助成決定後に、区報や助成事業紹介冊子に使用しますので、できる限りわかりやすく簡潔にご記入くださいという記載をさせていただいております。

続いて、スケジュールの部分です。16ページの真ん中の部分ですが、こちらはこれまでは黒字の部分のみの記載があったのですが、黒字の部分に追加して「参加予定者数については、重複参加の見込みについてもご記入ください」という記載を入れさせていただきました。

こちらについては参加する区民の方がどれだけ需要があるといえますか、どれだけの方が単純に延べ人数ではなくて、どれだけ複数参加しているかというのがスケジュール上で書き込んでいただくことによって、委員の方がこちらの資料を見ていただくときに参加者の割合、どういった方が来ているかというのをより具体的に記載できるようにこの赤字の部分を含めました。

久塚会長 はい。

事務局 続いて、17ページに移ります。17ページでは一番上の部分で、地域の人たちの事業へのかかわり方という点で、括弧書きで書いていただく内容というのは今までも書いてあったのですが、地域の方々が、地域の方、区民の方がこの事業にどう参画していくかというのは、この助成事業の基本方針の一つとして、多くの区民の社会貢献活動の啓発に役立つ事業というのが規定されていますので、ここを改めて記載することによってより具体的に区民、地域の方がどのようにしてこの事業に参画できるか記載していただきたいと思ひまして、ここに赤字で注意書きを入れさせていただいております。

久塚会長 よろしいですね、はい。

事務局 続いて、17ページの一番下の部分です。団体の経営基盤強化に向けた取り組みと今後の展望の欄です。こちらにつきましては、まず説明させていただきますと「同一事業への助成は最大3回までです。助成事業終了後の自立経営基盤強化に向けての取り組みや事業の展望について、具体的に記載してください」と入れさせていただきまして、こちらの経営基盤強化に向けた取り組み、今までの助成事業のその申請書ですと寄附を集めます、会員を集めますというぐらいの記載しかない例が多かったのですが、そのどうやって集めるのであったり、よりその集め方についてより具体的に盛り込んでいただく

ことで、助成事業の趣旨として団体さんの成長発展を後押しするという部分も含まれておりますので、どのように発展、成長していくかというのをより具体的に書いていただきたいと思ひましてこちらに記載させていただきました。

久塚会長 はい。

事務局 それでは、続いて18ページです。18ページにつきましては、こちらは助成対象事業の内訳、算出根拠を書く欄になっておりますが、これまでの記載例ですと例えば宣伝費の欄で行きますと、チラシの印刷については何枚でそれが幾らですまでの記載例でしか載っていなかったのですけれども、今回の手引き案ではチラシの大きさであったり、その仕様についてもできる限りある程度詳しく書いてもらったほうが審査はしやすいのではと思ひまして仕様について入れまして、また単価、数量、合計というその部分もちゃんと見えるように記載例に表示することで、団体さんもこういった形式で書いていただけるように促すという意味合いでこういった形で記載させていただいております。

久塚会長 どうぞ。

事務局 続いて消耗品の欄につきましては、封筒の部分を今回初めて入れたのですけれども、こちらは下のほうにありますその他諸経費で郵便代というのがこれまでずっと入っていたのですが、こちらに2,000通とありまして、この2,000通にリンクさせるためには封筒を購入しないと郵送はすることができないので、そこの整合性を合わせるために封筒を追加して入れました。

また、コピー用紙については単価、数量、合計が表示できるように記載を修正させていただきました。

続いて、人件費の欄です。こちら、注意書きとしまして「団体のスタッフが講師をする場合は、人件費の取り扱いになります」と記載をしまして、これまで団体さんから団体のスタッフが講師をした場合どの取り扱いになりますかという質問があったのですけれども、事務局のほうでは実は団体のスタッフの方、団体の会員の方などが講師をする場合はあくまで人件費の扱いになりますという形で運用していたのですが、それを改めて明記することでルール化を図るという意味で明記させていただきました。

ただ、こちらについては一つの考え方としまして、例えばその団体の理事長など理事の方が例えば著明な方で、大きなホールで集めて例えば何百名、300名など集めた場合に、その方というのは団体のスタッフに該当しますので、今の状態で行くと1日4,000円しかお支払いすることができないのです。その場合、謝礼として払ってもよいのではとい

うお考え方もあるので、もし本日の支援会議でそのルールにつきましても確認できればと思っております。

続いて、交通費の欄です。こちらにつきましては、単価がこれまで5,000円という額で設定していきまして、5,000円という額については遠方から講師を呼ぶ場合を想定して5,000円という形で例として記載したのですが、よく団体の方が申請書を持ち込む場合に、この例を見て交通費の単価をかなり高くして設定する場面があったのです。実際にいろいろ聞いてみるとそんなに高くかからないという場面があって、結果的に委員さんの手元に来るときはそんなに大きな単価になることはなかったのですが、団体の方は恐らくこの記載例をまねるといふ言い方はちょっと変ですが、こちらを参考にしやすいので、その単価については1,000円という形で、5,000円より少ない額に設定しまして記載例を変えております。

18ページは以上です。

久塚会長 いろいろお話、発言してもらったのは最後まで、終わったところでいきましょう。

事務局 はい。続いて、21ページについてですが、21ページの赤い部分については18ページとリンクする部分だけ修正しております。21ページは事業の報告をしていたときの助成対象事業費の内訳の内容です。こちらは18ページと同様の修正です。

最後に25ページです。25ページについてはNPO活動資金助成で年度別の実績が載っておりますが、24年度を追加した形で入れさせております。

説明は以上となります。

久塚会長 はい。反映させるということで29ほど説明があったのですが、ちょっとプラスのことも中には盛り込んでいて、これは以前から変わらない部分も載っているんですね。

事務局 はい。

久塚会長 では、いろいろ発言があると思うのですが、先ほどの謝礼と人件費については具体的な同じ関係がありましたので、先ほど高橋さんが例として出した著明な方が理事長などをやっておられる場合に講師謝礼という考え方もあるけど、基本的には団体のスタッフなので人件費で取り扱いたいということよろしいですか。

事務局 そうです。今までの運用としてはそうしていたというところでは。

久塚会長 ええ。上の謝礼で扱ってもいいという考え方があるのですか。

事務局 そうですね、ご議論の中でやっぱりその場合、ある一定のどういった方がというルールづけが必要になると思うのですけれども、その今回の支援会議の中でのご判断の中で、この場合は謝礼として取り扱ってもいいのではないかというご意見があった場合は謝礼として取り扱う場合もあり得ると考えております。

久塚会長 一般的なルール化となかなか難しいと思うのです。それ、3月15日の広報に載せるわけでしょう。

はい、関口委員、それを踏まえたご発言をどうぞ。

関口委員 まず理事長はスタッフではないということと、やっぱり役員です。ここで言う団体のスタッフだというのが一体だれを指しているのかという、雇用関係のある職員だということも指しているのであれば、これは確かに人件費の取り扱いで全く不自然でないと思います。

ただ、だから問題は無給、無報酬で例えば理事をやっている方が講師をやられたときに人件費なのかと言ったら、それは多分税法上も人件費にはなり得ない。NPO法人会計基準上も人件費ではないです。普通それは謝金で処理しなければいけないはずなのです。それをねじ曲げて新宿区だけ人件費に置けますというのは、だからこれは不自然というか、一般的な慣行に反したことになるので。

久塚会長 関口委員の意見を尊重というか、筋論から言うとNPOに関係する税法との関係で。

関口委員 税法というか、会計処理の原則から言って。私が例えば私は理事だからややこしいですけど、例えばシーズのスタッフとして働いています。有給専従職員として働いています。私が講師をやりました。そのときに謝金として私に支払うというのは、これはおかしいです。だって職員なのだから働いて当たり前なわけという話なのです。

ただ、だから私が全く無報酬の理事をやっていて、理事長をやっていて、その理事長が講演しましたというときに、そこにかかったお金がむしろ人件費で落ちてしまうというのはむしろこれはおかしい。それは謝金として処理すべきなので、処理としては。

だから、そこはだから人件費というのは、あくまでこれは恐らく雇用関係が結ばれていて時間高に出てくるよというふうな私は理解しているので、だからこのスタッフというのは、だからいわゆる職員を指しているのならば、これはスタッフはいいと思いますけれども。

久塚会長 業務の一環として払われているようなものというイメージなわけ？

関口委員 そうですね。役員まで入れてしまうと、それはどうなのという気がするので

すが。

久塚会長 まあ、そうね。日ごろいただいているものが、その支払いの側から見たら会計上だとか税法との関係でどういう位置づけになるかということも含めてルールにのっとってどちらかに今後振り分けることができるだろうという理解でよろしいですか。

関口委員 いや、だから一般的な処理に基づいてやればいいのかないかなという気がするのですけど。

そうすると、だから例えばだからNPO法人とか一般的な格好に基づいて東京都に出す収支報告書と、ここの内容がやっぱりしなくなってしまうわけです。そうすると、だから何かおかしいですよ、それは。新宿区だけもうこの価格の設定はこういうふうにします、うちに助成金をもらう以上こう処理しなさいと言い切るならそれはそれでいいと思うのですが。

久塚会長 いいですね、今ので、課長さん、どうですか。よろしいですか。

地域調整課長 ご指摘の方向でよろしいと思います。

久塚会長 だから、あらかじめここに書き入れるというか、その人がどういう人なのということを書かないとわからない。

関口委員 だから、これ、今回わざわざこれ表記しなくてもいいのではないかなという気がするのですけど。これはもう今赤字で入っている四角は、実務上、該当するものがあつたら検討すればいいわけで、職員が講師をした場合はどうこうという、スタッフと言っても、ボランティアスタッフも入るのみたいな話も出てくるではないですか。

久塚会長 ええ、どれだけでも微妙なものが議論の対象なので、どうですか、初めに書くことによって誤解を生じるとよくないので、この四角の中はちょっととっておいて、それで実際に審査を書かれたり、あるいは事務局とそのNPOの間でこういうような、ここにやってくださいというような形をお願いすると。

だから、謝礼と人件費がわからなかったら、どっちかで書いているというようなことが、このNPOの例えば少し考え違いとか理解が不十分だったということがあるかもしれないし、それが必ずしもそう書いたから評価が下がるとか何とかではなくて、よく事務局と相談していただいて適正なところを書いていただくようにNPOさんにもお願いするということが実務を進めればいいですね。

宇都木委員 はい。

久塚会長 では、まずこれについてはそうさせましょう。ほかのことについていろいろ

ありますけれどもどうですか。きょう確定させて、15日の広報に載せたいということで、よろしいですか。

関口委員 では、いいですか、私のほうから。まだちょっと時間もあるので。

久塚会長 ちゃんといい発言をお願いします。

関口委員 まず改正NPO法の施行に伴っていろいろと変わっている点があるのですが、それを反映させていくということなのですが。

久塚会長 何ページですか。

関口委員 まず9ページです。

久塚会長 はい、お願いします。何か触れなければいけないことがある？

関口委員 まず大体反映はされているとは思いますが、これも今さらなのですが、一番その四角の下の今事業年度の事業計画書と収支予算書の写しというのがあるのですが、これ、実はもう義務ではないのです、NPO法人。事業計画書と収支予算書というのはつくることは計画主義はゼロ、3年会計で削除されたので義務ではないのですが、といっても今までも出してもらっていたということですね。

事務局 そうですね。

関口委員 書式は任意でしたか。

事務局 書式は任意です。なので、初年度のときに出していた事業計画書のフォームでまた作成していればそれを出してもらいますし。

関口委員 ああ、そのままです。

事務局 総会で使っている資料があればその写しを出していただくというような形で、書式は特に問わない形で。一応これがある意図というのは、確かに団体さんからこれ、つくっていないのだけど、つくらなければいけないかというような問い合わせは登録のときに、あるいは年度の更新のときに結構問い合わせを受けたり、実態としてあります。

内部でもいろいろ議論になっているのですが、一応登録の要件の中で、この2ページのところに登録できる団体というのがあるのですが、これの(4)のところ「区民を対象とした非営利活動事業を行い、かつ、その事業計画があること」という要件があるのです。一応NPO法人さんであれば全部新宿区に拠点があればこちらで支援するというスタンスまでは考えていなくて、どちらかというと新宿区民に何か利益をもたらしてくれる団体、あるいはそうしようとしてくれている団体さんについて、新宿区として支援しようというスタンスの中から規則上でこういう要件を定めていまして、事業計画がある

ことというところがありますので、これを確認するために事業計画書、あるいは収支予算書のほうを毎年度ご提出いただくというような形で現在事務のほうは進めさせていただいています。

久塚会長 規則があるわけ？

事務局 はい、規則です。協働推進基金条例の施行規則に基づいてこの助成金制度は実施されていて、その規則の中でこの要件がうたわれているというところがあるのです。

伊藤委員 関口さん、収支計算書のように今度は協定……計算書にこれ名称変更になるけど、これ、東京都へは必要条件でしょう。

関口委員 いや、ここで言っているのは報告ではなくて計画なのです。

伊藤委員 ああ、計画ですか。

関口委員 はい。計画書については、だからその設立時は一番上にもあるのですが、前事業年度と今事業年度の事業計画書と予算書というのを、これをつくって出さないといけないので、2年度分はつくってなければおかしいわけです。ただ、その初年度と2期目が終わった後はつくるかどうかというのは任意ですので、だからつくっていない法人は、うちもパワポではつくっていますが、こういういわゆるワードチックなものをつくっていないのです。

伊藤委員 実績で言えば、NPOはやっぱり実績にはうるさいのですが、計画は別に立てても立てなくてもいいというのがNPO法人上。

伊藤委員 そうそう。それと活動予算書や何かも予算と実績の比較はしないと。

関口委員 そうです。

伊藤委員 全然。だったらしょうがないかな、頭から否定されているのだから。そっちを変えるわけにはいかない。

関口委員 今後はちょっと例えば、ここはしょうがないとして、次がその確認書のところなのですが、「助成の審議等を行う新宿区協働支援会議の委員が、当法人の正社員等でないことを確認する書面」、これは多分社員と書くか、あるいは正会員と書くかが正解だと思います。

久塚会長 どこですか？

関口委員 米印のところ。米1の確認書とはのところで、我々が当法人の正社員等でないことを確認する書面と書いてあるのですが、これは通常こういう書きぶりだと社員(正会員)とか。要は正会員ではないことを言いたいということですよ。

事務局 ええ、ええ、そうですね、確におかしいですよ。

宇都木委員 よくこれは、こういうところを修正すればいい。

事務局 はい、すみません、修正します。

宇都木委員 それでいいじゃない。

久塚会長 では、訂正をお願いします。

宇都木委員 言っていることは同じなものな。

事務局 はい。

関口委員 これ、役員とかも入れておいたほうがいいのですか。

事務局 いえ、実はこれ「等」の中に利害関係者とかそういうのも含めていますので。

社員（正会員等でない）ということで、あとは確認書の中で確認していただくという形で。

伊藤委員 正社員だと従業員ではないものね。

事務局 そうですね。

伊藤委員 従業員はいいのだよね、別に。

事務局 はい、従業員はいいです。

関口委員 従業員って。

伊藤委員 正社員だから、正社員とあれは区分けが違うじゃない、従業員とは。

関口委員 ええ、そうなのですけど。利害関係、そうですね。

伊藤委員 従業員は利害関係がないから、あれは。

久塚会長 はい、関口さん。

関口委員 次、米印2番なのですけど、これも細かい点なのですが、改正NPO法で、ここで言う昔、役員名簿と言っていたものは、今は年間役員名簿という名前になっていて、最新の役員の状況を記した書類のことを単なる役員名簿と使い分けているのですけれども。米印の2番で言っているところの前事業年度において役員だったもの云々というのは、これは年間役員名簿のことを指しているのです、非常に細かい点なのですが、これは正確には年間役員名簿ということになっています。

久塚会長 ありがとう。

事務局 はい、ありがとうございます。

久塚会長 いや、気がついたところを全部教えて。

関口委員 はい。もうこれも細かいのですけど、11ページの20番目、これ、もちろん確かに20番目はあるのですが、東京都は定めていないので、ちなみに東京都において

は該当する条例は定められておりませんみたいなことを書いておいてもいいのかなと思いました。その何ちゃらに準ずる活動として都道府県または指定都市が条例で定める活動と書いてあるのですけど。

伊藤委員 定めていないと。

関口委員 定めていないのです。新宿区内に主たる事務所があるということは、所轄所は全部東京都ですから、まあ、要らなくてもいいのではないかなというのと。

久塚会長 このままではまずいですか。

関口委員 いや、このままでもいいのですけど。

久塚会長 まあ、ないからこのままで行こう。

事務局 説明会の中で説明させていただきます。

関口委員 はい。あと2ページに戻るのですが、ここも登録手続の流れのところ、内閣府は所轄庁ではなくなったので。

事務局 はい、失礼しました。

関口委員 ちょっと「または内閣府」が。

宇都木委員 要らない。

事務局 はい。

関口委員 四角というか点線の枠の中の2番。

宇都木委員 東京都だよ。

事務局 はい。

関口委員 あとはちょっと全体的なところなのですが、これは毎年こうだったから皆さんわかっているのかもしれないのですが、私もちょっと改めて1年ぶりに見ると、助成のことを書いてあるところと、その前段としてのNPO登録が必要だよというところは、ちょっとわかりづらいなというような気が。

特に今回、先ほど加筆していただいた赤字のところを追加されると、団体登録だけでこれこれこういう手続きが必要で、条件があつて、メリットもあれば手間もかかるというところがまず一つあり、その後からその登録を行ったらこの活動資金助成に申し込めるのだよみたいな話になるわけなのですけれども、そこがちょっと流れが、もうちょっとでっかい流れが見えてこないとちょっとわかりづらいなど。

久塚会長 では、あれ、その大きなI番はきちんと活動のページに変える、大きなII番にNPO団体登録となっているので、この頭のあたりに団体登録という、IIとIIIの関係で

すよね、関口さんが言うのは。

関口委員 あと、だからⅠ番をむしろ、だから団体登録を先に持ってきて、その後、活動推進資金と活動資金助成までの概要というふうにしても。

久塚会長 登録とこの事業、助成とがつながっているというか、別々のことなのだけど、前提として登録が必要で、そういうふうの流れっていくということがわかるところが欲しいということ？

関口委員 まあまあ、そういうことなので。いきなり登録と言われても、まずなぜと。

久塚会長 まずつかまえて、それで次に。

伊藤委員 次、助成金を受けるためには団体登録が必要ですよというのだろう。それが頭にポンと来ていれば、流れとしては簡単だと言うのだよね。

関口委員 そうそう。だから、6ページに書いてあるような内容がまず頭に来ていると、ああ、なるほどねと、こう登録しないと資格がないのねというのがわかるのですが、いきなり団体登録と言われると。

伊藤委員 何のためになるとなるのだろう。

関口委員 それはそれでいいところがあるのですが。

久塚会長 ちょっと6ページにある？

関口委員 6ページの流れがまず頭に入ると、ああ、なるほど、こういう登録をしなければいけないのだと、一番上に来ているではないですか。

久塚会長 うん。

関口委員 それが2ページで来てしまうと、ここには助成のことが全く書かれていないので。

久塚会長 ああ、確かに。

地域調整課長 すみません、ご指摘のところ、本当にもっともな部分だというふうに思います。それで、ちょっと抜本的に構成をいじるとなると、タイムスケジュール的に若干厳しい部分と、またいじったものを確認していただくということだと、3月15日というところがちょっと厳しいものですから、どうでしょうか。そこは来年度の宿題とさせていただきます、今年度についてはこの2ページのローマ数字のⅡ番、NPO団体登録、この後ろのところか何かに、例えば吹き出しとか大きなキャプションをつけて、助成に当たってはまず団体登録が必要ですよということを大きく吹き出しか何かでちょっと書かせていただくということではいかがでしょうか。

伊藤委員 おもしろい、おもしろい。

関口委員 あと、だからそこ、下記のようなメリットがありますのところに活動資金助成に申請できますという追記ですね。

地域調整課長 はい。

久塚会長 それは登録をした後のメリットになって、逆にその助成のほうから説明できるぐらいのこともあっていいと思います。

地域調整課長 多分これを手にとられる方は団体登録もさることながら、ぜひ僕たち、私たちがやっている活動に助成金を何としてもとってきたいのだというところで、意識はやっぱり助成金の獲得に行っているのだと思うのです。そうすると、その一つ前の前さばきとして、前さばきというのちょっと言葉が変なのですけども、ああ、要は登録しておかないといけないのねという。

久塚会長 そうですね。登録制度のほうが先にあって、そして今の助成は後にできていて、助成するものの条件みたいな形でつくったのでこういう形のものになっているけれども、3ページにも大分下があいているので、間に何か入っても大丈夫だと思いますから、今、事務局のほうから発言があったような形で、ことしは2ページから3ページにかけてのところを利用して、先ほどご指摘にあったようなところを確保したいのですが、それでよろしいですか。

伊藤委員 はい。

久塚会長 はい、それをお願いします。

事務局 はい。

久塚会長 では、ほかの委員の方、どうですか。

宇都木委員 はい、了解。

久塚会長 よろしいですか。

久塚会長 では、関口委員だけにやらせるとあれだけど、事務局のほうにそれぞれの委員からありましたら、そのちょっとアドバイスとか、それを前面受けてどうするかではないけど気づいたところ、誤字、脱字を含めてきょうじゅうに、区長さんとお会いして解散するまでにご指摘をいただければと思います。

竹内委員 これ、ちょっと一つだけいいですか、表の表紙の手引きの下にNPO登録と書いてあるのですけれども、これ、団体登録のことを言っているのですよね、要するに。

地域調整課長 そうですね。

竹内委員 何か団体登録と入れたほうがいいのではないかと。

久塚会長 はい。

竹内委員 NPO登録っておかしいです。そもそもの話になってしまうのですが。中が全部団体登録になっているので。

関口委員 NPOなのか、団体なのか、NPO法人なのかというところが、まあ、いろいろあるので。

久塚会長 このNPOと登録の。

竹内委員 でも、法人でなければいけないわけです。

関口委員 まあ、法人でないと。

竹内委員 うん、そこがはっきりしない。

久塚会長 間にはNPOによる団体登録？

事務局 事務局です。登録団体リストとかでご案内するときに、NPO活動団体登録という言い方をしてしまっていて、もしよろしければそれで、NPO活動団体登録と助成の方法ということで統一させていただくということによろしいでしょうか。

久塚会長 新宿区が持っている登録の制度を。

事務局 ええ、登録の制度です。

久塚会長 竹内委員、よろしいですか。

竹内委員 はい。

事務局 ありがとうございます。

久塚会長 みんな積極的ですね、発言が。よい事業にしようということで、本当におもしろいですね、座長としても。

関口委員 では、促されてしまったので、これは確認なのですが、その先ほどの6ページのところの下の方の段落で、一番最後に協働支援会議の評価というのが書いてあるではないですか。これ、活動資金助成って私たち、評価していましたか。

事務局 評価報告というような形でまとめる評価は特にしていません。

関口委員 この協働支援会議の評価というのが評価していればいいのですが、評価していないから、これ、毎年そうだったのだとすれば、これ、何で入っているのですかね。

事務局 そうですね、実は平成16年からずっと入っているものなのですが、私の理解としては、これは私の個人的な理解なのですが、翌年度に助成金申請をするときに必ず実績報告書を審査資料に添付させていただいています。恐らくそれらの前年度の助成金実

績も評価した上で、また翌年度の申請が出てきたときの次年度のいわゆる事業審査をされるということがあると思いましたので、そういう意味合いでの評価というふうに入っているというふうには理解をしています。

久塚会長 活動として。

伊藤委員 それはしてやらなければいけない、絶対に。

宇都木委員 それはそうだ、それが0%だったら前年のやつが悪くても何でも構わないという話だよ。

関口委員 いやいや、だからそれはそうなのですけど。

伊藤委員 やりっ放しではないよ。

関口委員 これだとどう考えても単年度の事業も評価するというふうに読めるではないですか。

宇都木委員 だから、申請している人は評価するよ、それは。

関口委員 いやいや、だから。

宇都木委員 それで、これが助成金の対象になる事業かどうかというのは、団体の評価もこれまでの評価も。

関口委員 いやいや、だからそうではなくて、いや、それはもちろんだから続けて出せば評価にひっかかりますけど。

宇都木委員 続けて出さなくても。だから、続けて出さなくても新しいやつでも、その団体はこの助成金を申請してこれで対象になるかどうかというのは、審査員は評価するじゃない、これは団体評価を含めば。

関口委員 いや、だから、いやいや、それはだから続けて同一団体が何回か出せば前年度というか、前にやった事業の評価もひっかかりますけど、例えばシーズが単発で1回だけ出したら、だれが一体評価しているのという話なのです。

地域調整課長 座長、すみません。

久塚会長 はい、どうぞ。

地域調整課長 すみません。今、関口委員からご指摘いただいた部分なのですが、この間の会議の運営自体ということからすると、必ずしも単年度で終了してしまった事業まで評価とかというようなところまではしてきていないという実態があるかと思います。それで、今年度の実施しているあの6事業について、具体的なやり方はちょっとまた工夫させていただきますけれども、年度明けで実績報告が出てきた段階で支援会議にはまずこ

ういう内容でしたという実績報告はさせていただきたいと思います。

その上でどういう形にするか、その先はあるのですけれども、区民への情報公開。ですので、ここの表記なのですが、協働支援会議への報告、区民への情報公開、こういう形で、具体のやり方はちょっとまた検討しますけれども、させていただければと思うのですがいかがでしょうか。

久塚会長 はい、はい、そうですね。事業実施報告書というのと情報公開にとどめておいて、それは何のためにやるかという、広い意味での評価ということになります。

地域調整課長 はい。

久塚会長 だから、ぐっと狭めて、よしあしでどうこうという話ではないけれども、その四角、下二つの区民が評価というのに当たるところや、会議の評価という部分は制度として行っている実績報告書を出すということと情報公開というのとどめておいて、それをどう活用するかというのは、制度をよりよくするために評価的な使い方をするでしょうということで制度にのっかっている書き方にさせていただきます。

ほかに関口さん。今はよろしいですか。

関口委員 はい。

久塚会長 では、手直ししたものは改めて皆さん方にご通知という形ではないですけれども、事務局と一緒に責任を持って手直しするということにしたいと思いますので了承してください。よろしいですか。

宇都木委員 はい。

久塚会長 はい。では、これで資料2-2を使った件です。活動資金助成の手引きについて、これを了承されたものというふうにしたいと思います。

では、次の三つ目の議題、「協働事業提案募集の手引き」の改訂についてということになります。では、お願いします。

事務局 それでは、「協働事業提案募集の手引き」の改訂についてご説明いたします。こちらは募集が5月中旬以降を予定しておりますので、先ほどの活動資金助成の手引き25年版のような案は次回の3月27日にご提示する形になります。ですので、今回は改訂のその概要ということで、その考え方をご議論いただけたらというふうに思っております。

まず、資料3をごらんさせていただきたいと思います。資料3は左側に平成23年度の手引きの構成、そして右側に25年度の手引きの構成ということで、全体図がわかるような形でお示ししております。

今回の改訂に当たりましては、平成24年10月に取りまとめた「新宿区協働事業提案制度の見直しについて」の報告書に基づき改訂するものでございます。

久塚会長 はい、ちょっとそこでとめて、よろしいですか。24年はしておりませんので、ですから最終版が23年で、25年に向けてという形になっています。

では、続けてください。

事務局 それでは、今の資料3を横に置いていただきまして、参考資料におつけいたしました23年度新宿区協働事業提案募集の手引きというのをごらんいただきたいと思えます。

久塚会長 とじているやつですね。

事務局 はい。こちらは今回のご評価いただいております新宿アートプロジェクトと街角スポット事業を採択としたときに使用しました手引きのほうになっております。

今度平成26年度実施事業の募集ということで、25年度新宿区協働事業提案募集の手引きというものを作成することになります。

上の吹き出しに書いてございますけれども、こちらは先ほどの見直しの報告書に基づいて改訂しますということと、NPO等・提案団体・提案者、区民・市民等、表記や用語についても今回整理したいというふうに考えております。

こちらの手引きの下のほうの吹き出しでございますけれども、見直し後の、ここでは最初に目的を表記しておりますが、見直し後の目的であります「NPO等と区が『協働の基本原則に基づき、事業に取り組むことで、事業の仕組みを通じた区民の参画を促進し、区と区民の協働により、地域課題の解決を図ることを目的とする』」という記載に変えます。

1枚おめくりいただきまして2ページになります。協働の基本原則については、こちらはこのままで行きたいと思えます。

事業の流れについては、こちらは協働の視点からの評価と合わせまして、成果目標の達成や事業継続の判断までの評価を行うことを前提に3カ年の事業の流れを記載いたします。

具体的には資料4のほうをあけていただきたいと思えます。カラー刷りになっております。こちらは提案制度と活動資金助成のスケジュールを記載したものでございますけれども、この赤字で書いてあるものが協働事業提案制度になっておりますので、この流れについて記載したいと思えます。

こちらの会議名は第4回支援会議まで、これは日にちをこの間、座長と打ち合わせしたときに決めております。こちらの提案制度につきましては、まず提案の募集について5月

15日号の原稿に載せたいというふうに考えておりますので、広報の原稿が1カ月前の4月15日ということになりますので、それまでにはこちらは確定したいというふうに考えております。

こちらの赤表記で書かれている内容を事業の流れとして表記するという事を申し上げましたけれども、あと一つ、例年3月に協働事業の発表会というのをやっておりましたが、こちらにつきましては5月に行います。5月に募集説明会を開催するのですが、それと一緒にしたほうが集まりやすいのではないかとこの考え方のもとに、発表会と募集の説明会を一緒にやらせていただきたいというふうに考えております。

事業の流れにつきましてはこのような形です。

次に参考資料の手引きの4ページをお開きいただきたいと思います。4ページ目は、提案できる方ということなのですが、こちらは「提案できる団体」とするなど表記の整理を行っていきたく思っております。

それから、その下です。対象となる協働事業というふうにございますが、見直し後にこちらの対象事業が広がっておりますので、「地域課題や社会的課題の解決に向けてNPO等の柔軟性が発揮できる」という表記を記載いたします。

次に、5ページになりますけれども、対象外とするものという記載がございます。ここでは事業実施の伴わない調査のみを目的とした事業の記載について、見直しの内容に基づいた文言整理をしたいと思っております。

吹き出しで言いますと一番上になりますけれども、事業期間です。こちらは「協働の視点からの評価とあわせ成果目標の達成や事業継続の判断までの評価を行うことを前提に、最長3カ年（1年目を事業実施前提とした調査に充てる場合は4年間）の事業期間とすること」を記載してまいります。

一番下の吹き出しになりますけれども、こちらは経費負担です。こちら、1事業330万で、1年目を調査に充てる場合の4年間になったものについては250万というふうな見直しになりましたが、この経費負担の記載については、区からの委託に基づく経費の支出ということが非常に間違えやすいので、そこについてははっきり記載を改めたいというふうに思っております。

1枚おめくりいただきまして6ページになります。提案に当たって提出いただく書類でございまして、この中で2番、事業提案企画書、第2号様式になります。こちらは見直しを踏まえまして「事業の展望及び今後の活動展開」欄、「提案事業の事業実施年度以

降のスケジュール」欄については、第2事業年度以降の事業計画を記載させる方向で様式を見直いたします。

そして、その下です。事業収支予算書、第3号様式につきましては、2年度以降の収支予算についても参考添付を求める方向で見直しをいたします。

次に、7ページ目に参ります。審査基準のところでございますけれども、審査の項目の2項目目でございます。課題の解決の手法・形態のところでございますが、「見直し後の基準（先進性、先駆性等工夫やアイデアがあり、新しい視点があるか）」といった従来の記載を、「先進性、先駆性等、NPO等の専門性や柔軟性を発揮した工夫やアイデアがあるか」という表記に改めて記載をいたします。

次に、10ページをおめくりください。10ページは区から提起する課題についてなのですが、これは行政評価の評価結果を情報提供するというお話をこの支援会議でしておりますので、そういった方向で調整する形で記載したいと思っております。

それから、12ページをお開きください。事業提案企画書でございます。こちらは見直しを踏まえまして、「事業の展望及び今後の活動展開」欄、「提案制度の事業実施年度以降のスケジュール」欄については、第2事業年度以降の事業計画を記載させる方向で様式を見直いたします。

それから、15ページをお開きください。協働事業収支予算書のところでございますけれども、こちらは2年度以降の収支予算についても、参考添付を求めることを記載例に記載いたします。

それから、最後18ページでございます。協働事業提案に関するQ&Aということでございまして、19ページのQの四つ目と五つ目になりますが、「新宿区の経費負担と実施事業数」、それと「翌年度の単年度事業」のQ&Aにつきましては、見直しを踏まえた記載に修正いたします。

そのほかにもこんなQ&Aをつくったほうがわかりやすいのではないかとといったご意見をきょうこの場でちょうどいできればというふうに思っているところでございます。

説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

久塚会長 では、ちょっとQ&Aを考えてみてください。

伊藤委員 この2番目の提案者にはどのようなメリットがありますかという質問なのだけど、これ、3行目のところに「効果があります」と書いている。メリットと効果は一緒なのかな？

事務局 はい、そうです。

伊藤委員 メリットと効果を同じ意味でとらえているならいいけど、多分違うと思うのです。メリットですよな、これ。

事務局 はい、それでは、効果をメリットというふうに表記を合わせます。

伊藤委員 うん、効果は何かをやったことに対するものじゃない。だから、これ、やる前からメリットというのはあるわけじゃない。

事務局 はい、ご指摘ありがとうございます。

久塚会長 18ページから19にかけて、こういうのも入れたらどうかということがありましたらご意見いただいて、それは具体的な形で反映するのは3月27日になりますけれども、ここの質問、Q&Aをごらんになってさらに加えてというのが、具体的な文言はきょう、もうこういうことを入れたらどうかと、こういう質問でそれに対してどういう答えというのがありましたら、少し時間がありますのでご意見をいただきたいのですけれども。

伊藤委員 それともう一つ、6番目のクエスチョン、事業の一部を他の団体等へ委託して実施することは可能ですか、再委託はできません。ここはいいです。で、再委託はできないけど、ちょっと協力的なもの、一緒にすることはできるのだよね。

事務局 はい。

伊藤委員 それをうまくこう書けないかなと。これを見ていると共同で名前を入れて提案しないといけないとなってしまうではない。

事務局 ああ、はい。

伊藤委員 そんなのは少ないじゃない、最初の段階、今までも。どこ、こういうやっていると共同というか、手を組んでやるとかは出てくるけれども、これだと最初からそういうところとやると決まっていなくてだめみたいになってしまう。

事務局 はい。

宇都木委員 だから、団体同士による提案はどんどん出してくださいとかのほうがいいのではない。委託より、委託は別の問題でしょう。

事務局 ええ、はい。

関口委員 あと、すみません、それに関連してなのですけど、委託と言っても一切できないときも出るではないですか。

伊藤委員 そうだね。

関口委員 そうすると、例えば例として正しいかわかりませんがシルバー人材センターは、あれ雇用ではなくて業務委託ですよ。だから、例えば事業の一環としてシルバー人材センターさんに何か封筒詰めのお仕事を委託したという、これも委託みたいな。

伊藤委員 事業の委託と、今言ったようにその中の部分的なものを作って委託というのは。

関口委員 事業の一部を他団体に委託して実施することは可能ですかと言って、再委託はできませんと言うと、一部でも切り出して委託はできないというふうに素直に読むと読めてしまうのではないですか。

ちょっとこれだと厳し過ぎる気がするのですが、よくある、原則的にはもちろん大賛成でいいのですが、ほかの例えば民間の助成財団とかだと事業の大部分を再委託するのは。丸投げはできませんよと言っても、丸投げを孫請してしまう二次、三次、四次下請け事業に落とすのはだめだけど、除染ではないけど、だけれども一部は別に委託してもいいよというふうに普通はなっているのですけど。

今この現状だとすごく厳し過ぎるような気もするのですが、これはどうなのですか。

久塚会長 いや、これ、ルールを曲げてというのではなく、今のルールを素直に書く方法を考えて書くこともできる。今の関口委員の発言は。

関口委員 とうか、多分やってしまうと思うのですけど、結局現実問題の事業としては、いかがですか。

竹内委員 下に他団体と共同で提案することは可能と書いてあって。

伊藤委員 共同で事業をやる。

竹内委員 共同で委託とうか。

関口委員 いやいや、実際はない、共同ではないわけなので。

宇都木委員 委託ではない、委託というのは下請けだから。そうではなくて共同というのは事業者、同じ事業者になることだから。

関口委員 もっと細かいことを言うと実務上は、例えばうちでもやりますけど、ダイレクトメールの発送代行会社とかに出すわけですが、そんな一々シーズから1,500通も区民センターなんか送ってられないから、それ委託で出すということは、それも再委託だからだめよと、これを素直に読めば。それ、一々自分の団体でスタッフを雇用して1,500通もやる上でやれと言っているのかみたいな話になるわけで。

宇都木委員 アルバイトを雇ってやればいいのだよ。

関口委員 いや、だからそれぐらいは多分今までもそういうことをやっているような気はするので。

伊藤委員 そういうことを言っているわけではない。

関口委員 その表記としては、だから事業の大部分の再委託はできませんとか、原則できませんとかにしておかないと、これ、だから結局ここで否定していることを現実問題今までやってきたとかということになると、それはそれでまた問題になるわけですから、この一切できないみたいな読み方は、ちょっとこの際改めておいたほうがいいのではないという意味で言ったのですけど。

宇都木委員 だって今まではなかったのだよ、そういうのは。

関口委員 いや、ないと言えるのですか、その細々とした委託まで。

宇都木委員 事業計画ではないのだよ。

事務局 よろしいですか。確かに今、関口さんがおっしゃるとおり、例えば事業の主要な部分ではないところで、例えばダイレクトメールの発送だけを委託するとか、あるいは確かにその警備員さんをその事業にはどうしても必要で、警備業法の資格は例えばNPOさんが持っていないから警備員さんを例えばこの時間帯だけ来てもらうとか、そういう意味での一部といいますか、その事業のその主ではない部分のところで第三者委託することとは事例としては多分あると思うのです。

確かに委員ご指摘のとおり一部を可能ですか、再委託できませんということで、それは全部だめだよというふうに確かに読める向きもありますので、ここはちょっと事務局のほうで文言をちょっと整理させていただいて、ちょっともう少し適切な表現に直るように加工したいというふうに思います。

関口委員 全体的な方向性は私も賛成なので、誤解を招かないようにということをお願いいたします。

宇都木委員 今までそういう事例がなかったから、あったら断ってしまったのだよな、これ、多分。直せと言われる。

事務局 今はっきり記憶はしていませんけど、多分そういう一部の委託は多分あるケースはあったと思います。

伊藤委員 もう一つのところに共同でやると言っていて、そこが辞退してしまって、結局最終的にできなかった。あれ、これ、助成金ではなかったっけ。

事務局 提案事業です。高齢者の居場所づくりです。配食サービスのです。

宇都木委員 片方がずっこけちゃったのだよ。

事務局 はい。

伊藤委員 そう、そういうことはあるけど、自分のところにはないものを引っ張ってくるのは必要なことだし。

宇都木委員 それ、協働事業としてやればいいのだよ。

伊藤委員 ねえ。

事務局 先ほど確かに伊藤委員のおっしゃったものも含めて文言を整理しようと思えます。他団体と共同して、いわゆる二つの連名で提案という形式も確かに可能ですし、例えばある事業をやるときに、委託ではない形だけほかの団体と協力関係を結びながら、あそここのエリアはNPO、ほかのNPOがちゃんと担った形で事業提案してくるというケースも考えられますので、そこもこううまく読み取れるように工夫します。

宇都木委員 多いに賛成だよ、そういうのは。

伊藤委員 そのときというのは、その団体とその下請けではないけど協力団体とかの取り交わしをうまくしておかないと。

事務局 そうですね。

伊藤委員 契約というか。

宇都木委員 役割分担だから。

伊藤委員 そうそう、役割。

事務局 はい、その信頼性というか確実なものなのかというのは、ぜひ審査の中でもきっちり見ていただきたいです。

伊藤委員 そうそう、そこら辺をどうするか。

久塚会長 はい、太田委員。

太田委員 それを聞いていてよくあるケースがいろんなイベントを開いたとき、講演会だとかいわゆる何だかんだ、特に対象が親子だったり、要するに子供がかかるような場合というのはそういう何でしょう、あるいは結局保育士の資格を持っている団体さんをお願いしてということはよく耳にしているので。

事務局 ありますね、はい。

宇都木委員 保育所開設ね。

太田委員 多いですね。

宇都木委員 今まではあまりなかったよ。でも、講座なんかはありました。

事務局 講座で託児ありというケースは結構あります。

太田委員 多分謝礼を出している感じなのですか。

事務局 はい。

久塚会長 だから、この呼び方から行くと事業の一部なので、その事業の一部と言ったときにその全体、託児保育を頼むときには相手をお願いするというのはそれ、事業の一部と考えるのか、そのメインのところは何か子育てをしている人たちの何とかかんとかということが事業だとすれば、例えば委嘱という評価でよかったのか。

関口委員 あと、だから別に言ってしまうと、例えば今回調査がオーケーになったではないですか。そうすると、インターネットリサーチをやってみようみたいな企画も多分出てくるのです、今のご時世、個人情報も厳しいので、なかなかそういう新宿区にお住まいの住民の方からアンケートを回収するというのはほぼ不可能なわけです、その調査で。

だから、そうなってくると大体インターネットモニターの中から新宿区にお住まいの方でかけるということになります。当然運営主体は別の株式会社をお願いするので委託になるわけですが、それが果たしてここで言うところの事業の一部の委託に当たるのかといったことになってしまったら、これ、再委託がこれ一切できませんということだと、それはみんなアンケートを置いてとめ置き方法までやるしかなくなってしまいますから。

伊藤委員 たとえば、地質調査だけをこうやっていくことになると、地質調査は自分のところなんてできないものな、どこかに頼むしか。だから、その地質調査の経費も入ってくるよね。

関口委員 ちょっとだからそういう部分もあるので。

久塚会長 そうは言ってもあまり緩めると、それぐらいやってほしいというのはありますけど。

宇都木委員 だから、それはケース・バイ・ケースで。

久塚会長 何もできないときにそれを持ってきてというふうになると、話は全然違うでしょう。

宇都木委員 それはそうだよ。自分たちの主体的な事業でなくて。

久塚会長 調査は。

宇都木委員 そんなのを全部組み合わせる事業にするなんていうのは、それは絶対だめだよ。

久塚会長 調査はこっちに頼む、子育てはあっちに頼むと言ったら、おまえのところは

何するのだという話になる。

宇都木委員 だから、それはそう。そういうものつなぎ合わせで事業をやるというのはそれはよくないよ、それは主体性がないから。それはだめだ。

久塚会長 ということを両方考えられるので、この制度の趣旨に合うような形でのこの文言ということを工夫してもらいましょう。

宇都木委員 だから、もし、もし入れるとそういうことを考えられるとすれば、委託事業が発生するような場合は事前相談してくださいとか、何かやっぱり規制をかけることだ。無条件にどうのこうのだと、これはいいとか、悪いとかではなくて、それはやっぱりその事前に話をして、これはちょっと範疇に入らないぞとか、これは無理だとか、これは、まあ、いいのではないかとか、そういうことは事前相談ぐらいのほうがいいかもしれない。計画をつくる段階で事前相談を。

関口委員 あとはだからよくあるパターンだと、再委託を考えている場合はその候補者、だれに委託する気なのかとはっきり書いた形で開示を求める。

伊藤委員 それを信用調査つけてもらう？

関口委員 あるいは、だからその全体の金額のうち10%まではオーケーだけど、それ以上の金額は一切認めないとか。

久塚会長 そうは言っても、これ、もとはといえば新宿区の事業なので、新宿区がNPOに委託しているのをまたそれが下に持ち出されると、新宿区としては微妙な立場に立ちます。だから、新宿区の立場としてはそういうものを当然新宿区基準で持っているはずなので、そういう。

宇都木委員 だから、事前相談ぐらいまでで、そのぐらいでとめておいたほうがいいかもしれない。

久塚会長 まあ、そこはお願いしましょう。次回のときにどういう形で出てくるか、では、よろしいですか。Q&Aに関してはございませんか。

では、具体的なQ&Aも含めて、もうその最初から最後までお気づきのところがございましたらお願いします。

関口委員 はい、すみません、きょうは私ばかりしゃべって恐縮なのですが。

事業の検討過程、協働事業提案制度の検討過程です。

久塚会長 何ページになります。

関口委員 ことしやっていた検討過程で、今までやってきた事業の履歴と、その後どう

なったかみたいな表をつくっていただいたのではないですか。あれをぜひこれにくっつけたらどうかなと思うのですけど。

皆さん、覚えていらっしゃるでしょうか。今までやってきた事業、こういうのをやってきました、その成果として今、区の事業としてやっているものもあれば、自主事業をやっているものもあれば、いろいろでやっているものもあればというのを。具体的にどういうのが受かったのかとか、その後どうなっているのかという事例を見ないとやっぱりいろいろわからない部分も多いと思うので。

伊藤委員 今までは発表会で済ませておきました。

関口委員 いや、だから発表会というか、せつかく今回の評価過程でああいうリストを手間暇をかけてつくっていただいたわけですから、ああ、こういうのもあると、ああ、なるほど、その3年間終わってもこういう道があるのだなと、それこそ出口戦略として、ああ、区としてやっていただけのものもあれば、すべてがすべてうまくいっているわけではなくて、そのままとまってしまったものもあるのだなというのがリアルにわかると思うので、あれはぜひつけたほうがいいのではないかなと思って。

伊藤委員 参考資料で。

関口委員 はい、参考資料で。

久塚会長 手引きの中で。

伊藤委員 そんなに詳しくなくてもいい、参考資料。

関口委員 一例、今までこういう事業が採用されていますよで、それが過去の事例ですね。

宇都木委員 主な過去の主な事例。二つか三つか、四つぐらいでもいいから。

関口委員 もちろんそれでもいいですけど。

久塚会長 27日までにこれをつくり、提案をつくるということで少し時間があるので、ほかの仕事を事務局はしなければと思っていたら、もう1個大きいのが入ってきましたが大丈夫ですか。

関口委員 一番手間がかからないのではないですか、そのつくっていただいたのをそのまま載っけるだけだと、それが一番いいかなと思うのですけど。

地域調整課長 これが実は10月のときのあの紫色の報告書なのですけれども、今、関口委員言われたように47ページのこの表がそれに相当するかと思います。この表そのものは既にホームページで公開はしておりますが、やっぱり若干ちょっと書きっぷりとして、

この一番右側の事業終了後の取り扱いのところをどうするかなというところはあるのですが、けれども。

ただあまりにも抽象的というところは、委員おっしゃるとおりのところがありますので、これまでこういう事業が採択されてきているとか、こういう団体からとか、こういう区の担当部局との間でというあたりのところは、これは十分載つけられると思います。

事業終了後の取り扱いについても、委員会で公表してしまっていますから言ってしまうか。

伊藤委員 あまり書くのが面倒だったら、本来事業に取り込んだとか、委託事業でやっているとか。

地域調整課長 やり方としてもう一つは、わざわざ今回は新しくつくったのではないですよというところから行くと、平成24年10月発行の提案制度の見直し報告書による、抜粋というような形はどうでしょう。

関口委員 出してしまっているのですから。

久塚会長 だから、複数のつくった報告書がこの間ずっと出ているので、それぞれを見てくださいとやっておいても仕方がないですから、ここでまたリマインドするみたいな形であれするという事。

地域調整課長 そうですね。

伊藤委員 大変いい仕事だからね。

久塚会長 では、単なる募集ということではなくて、この手引きがもとになって採用されて事業になったらどうなっていくのかということを書き込むことによって、より多くの応募があるということを期待するという中身につくり上げていきたいと思います。仕事は一つふえましたけれども、それでつくってみましょう。よろしいですか。

関口委員 東ボラで相談を私、毎週1回ぐらい相談員をやっているのですが、その中で偶然、えっ、新宿区って協働事業終わってしまったのですよねと言われたので。いや、終わったというか、今年度1年間休止、休止だったのですが、あれがもう制度として終わったというふうに誤解されている方も結構いらっしゃるみたいですから、今回生まれ変わってまたスタートしますよということを大々的にアピールしてみたいなと思いました。

久塚会長 はい。それはどうすればいいですか。

関口委員 だから、それは再リニューアルというか、再スタートみたいな。

宇都木委員 それは募集をするのなもの。

関口委員 いや、募集すればわかりますけど。だからこれはもちろん手引きは手引きで大事なのですが、チラシ、ペラ1枚ぐらいで新しく生まれ変わった制度、今年度から再スタート、皆さんの訪問も大歓迎みたいな、何かそういうような1枚ペラでもあるといいのではないかなという話です。

久塚会長 はい。

地域調整課長 座長、その点です。事務局になります。委員ご指摘のやっぱり部分もあるかと思えます。それで、より多くの人からやっぱり提案がしてもらえるような環境をつくっていくということは大事だと思っていますので、まだ公表はしていないのですが、今月平成25年度の予算をこういうふうに区長としてつくりましたと、区長がプレスをする機会があるのです。その中でも協働提案制度、リニューアルしましたというのを大々的に紙1枚放り込んでいますので、きっと五大紙が取り上げてくれるのかなと。

久塚会長 それでよろしいですか。

関口委員 いや、まあ。

地域調整課長 そのほかにもキラミラネットですとか、いろんな広報媒体を区のほうでも持っていますので、しっかりと周知はしてまいります。

宇都木委員 だから、協働推進センターでちゃんと、ポスターとかチラシをつくって配ってくれるよ。

伊藤委員 関口委員がいろんなところでちゃんと言っておいてくれればいいよ。

久塚会長 わかりました。新しい制度になったというのを一度消えたと思ってしまったら、さらに追加して見るという行動に出ない方も多いでしょうから、こうなると。新しく形が変わって、いいところもたくさんできていますということが伝わるように広報活動も進めたいということでよろしいですか。

関口さん、もういいですか。

関口委員 いや、はい。

久塚会長 本当に助かる発言が多くて、座長としては全部丸のみです、ありがたいです。ほかのご意見ございませんか。

竹内委員 その他でいいですか。

久塚会長 はい、はい。

竹内委員 竹内ですけど、資料4のスケジュール表なのですけれども、この中に例えばヒアリングシートとか審査基準とかいろんなこう変えますよね、今度。それに関してのや

る場所というのはどこか設けているのかどうかというところ。

久塚会長 いや、もうちょっと具体的にというか、変わる場所。

竹内委員 ヒアリングシートを変え・・・。

久塚会長 変わります、はい、新しいのに。

竹内委員 審査も変わります。その変える内容の検討みたいなのは、この中にはないのでしょうか。

久塚会長 はい、事務局。

事務局 今回の募集の前に検討する時間といたしましては、3月27日と、あと4月15日がございますので、その中で行います。

竹内委員 15日？

事務局 はい、4月15日が第1回支援会議というふうに入れておりますけれども、ここでは事業提案募集手引きの確認という大きな議題しか入れていないのですが、この中で漏れがないように拾っていきたいと思います。

地域調整課長 事務局、補足します。繰り返しになりますけれども、5月に広報を打つてからはこちらの手引きに書いてある内容は、これはいじめることはちょっとできなくなってしまいます。逆にこれに載っていない内容であるとするれば、時間的にはもう少しあるということなのです。それで、確定的な議題として各回の会議の中でちょうど左側から2番目ですか。活動助成の一次審査のここをお願いしたいと思いますとか、二次審査の公開プレゼンをお願いしたいと思えますということで、確定的な議題はここのところ入っているのですけれども、これをやっていただきながら、それ以外の時間の部分で例えば4月15日のところで十分に整理ができなかったものについて、引き続き例えば22日ですとか5月13日、そういうところでやっていくことは可能ですので、その中で個別にちょっと論点整理を図っていききたいなど、いただければというふうに考えております。

久塚会長 要は竹内さんの発言は、新しい形のものになったものを具体的なものとして事業を実施していくときに漏れがない形で確認というか提案をとってやっていただきたいということですね。

竹内委員 そうですね、審査も含めて。

久塚会長 はい。それは大丈夫ですよ。

ほかにございませつか。では、3番目の議題の手引き、提案事業のほうですけれども、改訂についてというものをここで閉じまして、3月27日に、これは第一分庁舎の6階に

なりますが、2時から、そこで時間を使って、きょういただいたご意見をもとに完成版をお示しするというふうにいたします。

よろしいですかね。では、皆さん、ご予約をうまく、入れていると思う。27日よろしくお願ひいたします。

それから、その他ですけれども、事務局から。今、何か落ちているものがありますか。

事務局 大丈夫です。今回は本年度の最後になりますのでということで、3月27日2時からよろしくお願ひいたします。

それと、4時半に区長が参ります。こちらが手渡す報告書です。みなさまのおかげで今までは4月にお渡ししていたものが2カ月早く2月にお渡しすることができます。

それで、議会のほうの報告につきましては2月13日になります。ということで報告を終わります。

久塚会長 その先まで、4月に2回、5月に2回、第4回目の月曜日に時間をとらせていただきました。入ってもそこまでですね。

事務局 はい、そうです。

久塚会長 よろしいですか。では、4時半に区長さんの登場です。

地域調整課長 では、すみません、事務局からもう1点です。今話題になりましたNPOの協働推進センターなのですけれども、4月1日からのオープン、開設になります。それで、ちょっと口頭でのご連絡になるのですが、きょうは口頭でのご連絡とさせていただきます。3月23日の土曜日、朝10時から施設の落成式、オープニングセレモニーを今予定しております、支援会議の各委員には当日ご出席いただければということでご案内をさせていただければというふうに思っておりますので、ぜひ万障お繰り合わせの上、ご出席いただければと。3月23日土曜日です。

関口委員 何かもうパンフとかはできたのですか、まだ？

地域調整課長 いえ、まだです。

久塚会長 ほかに、いいですか。では、区長さんが来られるまで。

地域調整課長 ちょっと4時半まで、少しお待ちいただければと思います。

久塚会長 はい。

— 了 —